



熊本県公報

号外 第43号
令和6年(2024年)
10月11日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

条 例	
○熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	(人事課) 2
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 2
○熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例	(子ども未来課) 2
○水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例	(環境保全課) 2
○熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例	(男女参画・協働推進課) 3
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例	(商工振興金融課) 3

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

- 観光戦略部を観光文化部に改めることとした。(第2条関係)
- この条例は、令和6年10月15日から施行することとした。
- 観光戦略部を観光文化部に改めることに伴い、観光戦略部の部名を引用しているようこそくもと観光立県条例(平成20年熊本県条例第66号)の一部改正を行うこととした。(附則第2項関係)

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 新たに次の手数料を設けることとした。
 - 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料(第2条関係) 1,200円
 - 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料(第2条関係) 2,400円ほか
- この条例は、公布の日から施行することとした。
- 手数料の新設に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第2項関係)

◇熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例

- 熊本県安心こども基金条例の失効の期限を6年間延長し、令和12年12月31日とすることとした。(附則第2項関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1,1-ジクロロエチレンに係る排水基準を改めることとした。(別表第2関係)
- 大腸菌群数に係る排水基準を大腸菌数に係る排水基準に改めることとした。(別表第3関係)
- 1は令和6年12月1日から、2は令和7年4月1日から施行することとした。

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例

- 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止することとした。
- この条例は、令和6年12月26日から施行することとした。
- 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

- 産業競争力強化法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第32号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。
第2条第7号中「観光戦略部」を「観光文化部」に改め、同号イ中「物産」を「文化芸術」に改める。

附 則

- この条例は、令和6年10月15日から施行する。
- ようこそくまもと観光立県条例（平成20年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。
第28条中「観光戦略部」を「観光文化部」に改める。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第33号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第159号の次に次の2号を加える。
(159)の2 火薬類取締法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用する同法第17条第1項の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲渡しの許可の申請に対する審査
猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料 1, 200円
(159)の3 火薬類取締法第50条の2第1項の規定により読み替えて適用する同法第17条第1項の規定に基づく猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請に対する審査
猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料
ア 火工品のみ等の譲受けの許可の申請に係る審査 2, 400円
イ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 3, 500円
(イ) その他の場合 6, 900円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第150号の次に次の2号を加える。
150の2 猟銃用火薬類等譲渡許可申請手数料
150の3 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第34号

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例
熊本県安心こども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和6年12月31日」を「令和12年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第35号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1，1-ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

別表第3中「大腸菌群数
(単位1立方センチメートルにつき個) (3,000)」を「大腸菌群数
(単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位) (800)」に改める。

附 則
この条例中別表第2の改正規定は令和6年12月1日から、別表第3の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第36号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例
熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）は、廃止する。

附 則
1 この条例は、令和6年12月26日から施行する。
2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（以下「旧条例」という。）に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合には、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年10月11日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第37号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例
熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第3条第5号中「第2条第15項」を「第2条第21項」に、「同条第16項」を「同条第22項」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。